

件名	学齢期障害者への移動支援サービスに関する陳情			
提出者住所氏名	墨田区菊川三丁目 東京都立墨東特別支援学校と東京都立墨田特別支援学校の墨田区在住 保護者一同 代表 ●● ●●			
受理年月日	平成21年8月12日	受理番号	第4号	
<p>要旨</p> <p>障害者自立支援法に基づく移動支援の対象を、学齢期の児童・生徒にも広げ、義務教育段階の障害者福祉を拡充してください。</p> <p>(理由)</p> <p>障害がある児童・生徒が通学・通院・社会参加などの活動を維持、あるいは広げていくために、移動支援サービスは不可欠です。</p> <p>千代田区・中央区・台東区・江東区・足立区・荒川区・葛飾区など他区では、障害者自立支援法に基づく移動支援が学齢期の障害ある児童・生徒にも適用されています。</p> <p>ところが墨田区では、その移動支援の対象が16歳以上に限定されています。最も発達の可能性があり将来の自立に向けて移動支援を必要としている学齢期の児童・生徒が、全く支援を受けられないのが現状です。特別支援教育が必要・相当と判断された区内の児童・生徒が通う都立墨東特別支援学校、都立墨田特別支援学校では、他区からの通学者との間に通学や放課後活動、その他の活動に大きな格差が生じています。区内の障害がある児童・生徒が発達の可能性と社会参加への訓練等において多大なる不利益を被っていることは否めません。例えば、①学校内で土曜日に行われるクラブ活動に、保護者が病気・仕事・用事のため送迎ができず参加できない日が多い、②母子家庭で母親が職に就こうとしても、通学バス停から学童クラブまでの送迎ができず学童クラブを利用できない。民間ヘルパーをあたっても、時間当たりのコストが賃金に見合わず利用できない、③家族が病気で特別支援学校への通学バス停までの送迎ができないなど、深刻な事例は枚挙にいとまがありません。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の一刻も早い実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				